

2021 年 7 月 29 日

知立市議会議長 様



障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため
職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない
障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

新型コロナウイルス感染症が感染拡大するもとでも、障害や介護、保育施設などでは原則開所が要請され、社会的責務が改めて確認されました。しかし、国が進める社会福祉政策の中で、障害・介護分野においても、保育分野においても、住民の人権保障を支える福祉保育労働者は過酷な実態に置かれています。

障害や介護では、入所施設を増やすのではなく、重度化していく人達にもグループホームで生活して貰う方針ですが、そのグループホームの職員配置基準は夜間でも一人体制で良いこととなっています。その為、その配置を保障するだけの報酬設定で、一人での夜間勤務では精神的にも肉体的にも加重負担で辞めていく職員が後を絶ちません。職員が見つからず開所日数を制限しているグループホームも存在します。愛知県では障害分野において独自の補助を設けていますが、夜間の複数配置を実現するには難しい状況です。

国は、障害のある人でも高齢の人でも、命とその人らしい生活を保障するために、少なくとも夜間の職員の複数配置を最低基準として設定し、それを保障できる報酬設定を行うべきです。

保育においても改善の必要は同様です。保育士の配置基準の改善は喫緊の課題ですが、待機児童問題と保育士確保困難を理由にその声から耳を背け、そればかりか「新子育て安心プラン」では各クラス最低1名の常勤保育士の配置をパートで置き換えても良いと、規制を緩和しようとしています。保育士の離職が多く常勤での確保が困難なのは、戦後すぐから変わらない配置基準の元での負担の重い保育と、未払い残業や、まともに休憩や休暇が取れないなどの労基法違反が横行しているからです。抜本的な公定価格の引き上げとセットでの配置基準改善こそが必要です。

2020 年 4 月に改正「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、2021 年 4 月からはすべての事業所に適用されますが、国はその為の必要財源分を保育の公定価格や障害や介護福祉の報酬単価に措置していません。憲法 25 条に明記されている福祉保育に関する国の責任が十分に発揮される必要があります。公費によって運営されている福祉保育施設において、「同一労働同一賃金」が法律の趣旨に則って適切に運用され、法令遵守がされるよう、国が責任を持って財政措置すべきです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、規制緩和ではなく国の定める職員配置基準と報酬・公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを行い、離職しない障害・介護・保育職場を実現すること。
2. 「働き方」改革により正規・非正規の不合理な待遇格差が禁止となったことを受け、各事業体が確実に実施出来るための財源を、公定価格や報酬で確保すること。

以 上

【意見書案⑤】

障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保
のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、
離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書（案）

市町村には、住民の福祉を増進する任務がある。

新型コロナウイルスが感染拡大するもとでも、障害や介護、保育施設などでは原則開所が要請され、社会的責務が改めて確認された。しかし、国が進める社会福祉政策の中で、障害・介護分野においても、保育分野においても、住民の人権保障を支える福祉保育労働者は過酷な実態に置かれている。

障害や介護では、入所施設を増やすのではなく、重度化していく人達にもグループホームで生活して貰う方針だが、そのグループホームの職員配置基準は夜間でも一人体制で良いこととなっている。その為、一人での夜間勤務では精神的にも肉体的にも加重負担となり、離職していく職員が後を絶たない。職員が見つからず開所日数を制限しているグループホームも存在する。愛知県では障害分野において独自の補助を設けているが、夜間の複数配置を実現するには難しい状況である。国は、障害のある人でも高齢の人でも、命とその人らしい生活を保障するために、少なくとも夜間の職員の複数配置を最低基準として設定し、それを保障できる報酬設定を行うべきである。

保育においても改善の必要は同様である。保育士の配置基準の改善は喫緊の課題であるが、待機児童問題と保育士確保困難を理由にその声から耳を背け、そればかりか「新子育て安心プラン」では各クラス最低1名の常勤保育士の配置をパートで置き換えても良いと、規制を緩和しようとしている。保育士の離職が多く常勤での確保が困難なのは、戦後すぐから変わらない配置基準の元での負担の重い保育と、未払い残業や、まともに休憩や休暇が取れないなどの労基法違反が横行しているからである。抜本的な公定価格の引き上げとセットでの配置基準改善こそが必要である。

各地方公共団体は、独自に国を上回る基準の設定を行い、民間に対しては公私間格差を是正するための補助を行うなど、努力を続けてきた。しかし本来、どの分野においても、憲法25条に明記されているとおり、社会福祉の向上及び増進に努めなければならないのは、国の責務である。職員が離職することなく、障害・介護・保育を必要とする人の人権が保障されることは、すべての人の願いである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため、規制緩和ではなく国の定める職員配置基準と報酬・公定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを行い、離職しない障害・介護・保育職場を実現すること。
2. 「働き方」改革により正規・非正規の不合理な待遇格差が禁止となったことを受け、各事業体が確実に実施出来るための財源を、公定価格や報酬で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長